平成２８年（フ）第１５４号
栃木県下野市川中子3329番地13、開始決定時の住所栃木県真岡市亀山１丁目44番地２
破産者　上野久美子
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１９３号
栃木県宇都宮市下欠町222番地
破産者　坪山　祥子
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２７６号
栃木県宇都宮市兵庫塚１丁目10番４号　県営兵庫塚住宅４号棟41号室、前住所栃木県宇都宮市高砂町18番６号
破産者　大澤美奈子
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３０２号
栃木県宇都宮市昭和２丁目６番１号　シーズンコートⅡ102、前住所栃木県宇都宮市下戸祭１丁目12番７号　サンハイツ大渕２―602
破産者　ラウンジ　アスィーナこと　羽鳥美智子
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１号
埼玉県吉川市美南２丁目15―10
破産者　細川　和男
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０９７号
千葉県松戸市栄町７丁目577番地　ファミール松戸グランデージⅠ―302号
破産者　平渡　美良
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１５３号
千葉県船橋市二宮１丁目66―７―205
破産者　大柳陽二朗
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１５４号
千葉県船橋市二宮１丁目66―７―205
破産者　大柳　由美
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０３１号
東京都練馬区関町北１丁目３―４、商業登記簿上の本店所在地東京都国分寺市南町３丁目23番３号
破産者　株式会社ワイケンホーム
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５７５号
東京都調布市緑ケ丘２丁目５―７―102
破産者　西村　一武
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６０８号
東京都墨田区八広５丁目30―12―302
破産者　松嶋　仁史
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４００３号
東京都品川区旗の台４丁目７―１　木村荘１号、住民票上の住所東京都品川区旗の台４丁目７―１　木村方
破産者　小鷹　幹秀
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１０１号
東京都足立区江北２丁目18―４
破産者　山田載徳こと　周　　載徳
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１１６号
東京都台東区柳橋２丁目16―21―803
破産者　島　　史彦
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４２５７号
東京都町田市原町田１―13―１　町田ハイツ壱番館１－３
破産者　株式会社Ｃｕｌｔｕｒｅ　Ｃｏｎｎｅｃｔｉｏｎ　Ｊａｐａｎ
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４６０４号
東京都昭島市玉川町２丁目９－１―106
破産者　新村　　歩
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７４４号
神奈川県大和市福田３丁目16番12号
破産者　株式会社ＩＤＥＡＬ　ＭＥＤＩＡ　ＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７４９号
東京都墨田区太平１丁目11―４―603　ライオンズマンション錦糸町第６
破産者　相田　通幸
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７８８号
東京都台東区西浅草１丁目７―18―1201
破産者　清水　正博
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８４５号
東京都千代田区神田練塀町67番地
破産者　株式会社明日香工業
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４８５７号
東京都江戸川区篠崎町４丁目10番８号　サンブリッジ102
破産者　株式会社黒澤技建
1　決定年月日　平成28年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部